

# 第5章 消費・安全局

## 第1節 食の安全の確保

### 1 食品安全に係るリスク管理の推進

#### (1) 食品安全に係るリスク管理の枠組

平成15年7月、リスク分析の考え方を導入するなど食品の安全性の確保に関する基本理念等を定めた食品安全基本法が施行され、科学的知見に基づき、中立的なリスク評価を行う組織として内閣府に食品安全委員会が設置された。農林水産省においても、リスク管理等食品の安全に係る政策を強化するため、消費・安全局が設置された。

食品安全に係るリスク管理は①リスク管理の初期作業（食品安全における問題点の特定、危害要因の優先度の分類、リスク評価の依頼等）、②リスク管理措置の検討・実施（リスク評価の結果をもとに、リスク低減のための措置について技術的な実行可能性、費用対効果等を検討し、適切な措置を実施）、③措置の検証・見直し（リスク管理措置の有効性の検証・措置の再検討）からなる。

これらの各段階の透明性を確保し、一貫性を持って科学に基づいたリスク管理を行うため、リスク管理に当たって必要となる標準的な作業手順を明らかにした「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書（以下、「手順書」という。）」にのっとりリスク管理を実施している。

なお、この手順書は農林水産省が作成し、厚生労働省と協議して両省で適用できるようなものとした上で、平成17年8月25日付けで公表したものである。

#### ア リスク管理の検討・活動体制

消費・安全局の担当官を構成員とした「リスク管理支援チーム」が中心となり、生産現場から食卓までの各段階におけるリスク管理の初期作業を行った。

また、手順書にのっとりリスク管理を実施する上で、消費者や事業者等の関係者と適時適切に意見・情報を交換する必要があることから、「リスク管理検討会」のメンバーへの情報提供や意見照会を行

った。

イ 「農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリスト」及び「食品の安全性に関する有害微生物のサーベイランス・モニタリング中期計画」の作成

食品安全に関わる情報や、消費者、食品事業者など関係者の意見に基づき、農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリストと、このリストに挙げた有害微生物のうち、平成19～23年度の5年間にサーベイランス（問題の程度や実態を知るための調査）、モニタリング（矯正的措置をとる必要があるかどうかを決定するための調査）を実施する対象を明示した「食品の安全性に関する有害微生物のサーベイランス・モニタリング中期計画」を平成19年4月25日付けで公表した。

ウ 「食品の安全性に関する有害化学物質及び有害微生物のサーベイランス・モニタリング年次計画」の作成

サーベイランス・モニタリングの中期計画（有害化学物質：平成18年4月20日公表、有害微生物：上記イ参照）に基づき、19年度の年次計画を作成し、平成19年6月29日付けで公表した。

#### (2) 食品中の汚染物質対策の推進

平成19年度は、コーデックスの各部会における国際基準検討への対応を行ったほか、国内でのリスク低減の取組として、サーベイランス・モニタリング年次計画に基づき、ハザード（危害要因）ごとに対象品目（農畜水産物、加工食品、飼料）中の含有実態調査等を実施した。主なものは以下のとおりである。

#### ア 農産物

##### (ア) カドミウム

農産物に含まれるカドミウムについて、食品安全委員会ではリスク評価が引き続き行われた。この評価を受けて、厚生労働省において米の基準値見直しや米以外の品目の基準値設定が行われる可能性がある。

このため、カドミウムを0.4ppm以上1.0ppm未満含有する米の流通防止、農用地土壌汚染対策、カドミウム吸収抑制技術等の確立・普及といった

リスク管理措置を実施するとともに、米以外の品目についての吸収抑制技術や汚染土壌の浄化技術の研究開発等を実施した。

(イ) かび毒

コーデックス汚染物質部会(CCCF)におけるアフラトキシン等の国際的な基準値や実施規範の検討に参画した。

また、効果の高い防除技術を含む農産物のかび毒汚染防止技術の開発等を行った。

イ 畜水産物

環境中に存在し、食物連鎖等を通じて家畜や魚介類に蓄積される有害な化学物質や微生物について、以下の取組を実施した。

(ア) 水銀

CCCFにおける魚類中のメチル水銀の国際的なガイドライン値検討に参画するため、水産物を対象とした実態調査を行った。

(イ) ダイオキシン類

CCCFにおける国際的な実施規範作成の検討に参画した。

また、平成18年度の農畜水産物を対象とした実態調査結果を公表するとともに、「魚介類のダイオキシン類の解説(第6版)」を公表した。

(ウ) ヒ素

食用海産動植物中のヒ素化合物の形態別含有実態調査やリスク低減に関する研究を実施した。

また、サーベイランスや家畜への移行試験等の科学的知見に基づき、飼料用稲わら中ヒ素の基準値を2.0ppmから7ppmへと改訂した。

(エ) 貝毒

近年広域化する傾向にある貝毒の発生状況に対応するため、「貝毒安全対策事業」において、貝毒原因プランクトンのモニタリング技術や貝毒成分の分析技術の向上に資する研究開発を行った。

また、コーデックス魚類・水産製品部会(CCCFP)における二枚貝中の貝毒の国際的な基準値等検討に参画した。

(オ) 有害微生物

マガキの生産段階におけるノロウイルスのリスク低減に関する研究を実施した。

(3) リスク管理に直結する調査研究の実施

行政ニーズや社会ニーズに即して食品安全、動物衛生及び植物防疫に係る施策の充実・強化を図るため、科学的・客観的な知見を的確にリスク管理に反映させる仕組が不可欠なことから、公募方式により選抜した

産学官の研究チームにより研究を行う「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」のリスク管理型研究を実施した。

2 農畜水産物の安全確保

(1) 推進農産物の安全管理

安全な農産物を消費者に安定的に供給するため、平成17年4月に策定された食料・農業・農村基本計画に基づき、農産物の生産段階において、農作業の各ステージごとに実践すべき農作業等の手順・方法を定め実践・記録し、次期作に向けて改善することにより、適切な農業生産を実践する取組である農業生産工程管理(GAP)の確立・普及を推進した。

平成19年度の具体的な取組としては、

- ・ 「GAP手法導入マニュアル」の作成・公表、地域の条件に応じた産地実証の支援等により産地・農業者の自主的な取組を推進。
- ・ 国全体として農業生産工程管理の導入・推進を図るために、「GAP手法導入・推進会議」を開催するとともに、消費者、農業者、食品事業者等が参加する「GAP手法に関する意見交換会」(全国9か所)の開催により生産工程管理の重要性、産地での具体的な取組等、生産工程管理に関する意見交換を実施等を行った。

(2) 生産資材の適切な管理・使用の推進

ア 肥料

(ア) 普通肥料の公定規格等の改正等

平成19年度において、23種類の普通肥料及び8種類の普通肥料の一部の登録の有効期間を3年から6年に延長し、また、新たに3種類の農業の混入を認めた。

(イ) 肥料の登録

平成19年における肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条に基づく農林水産大臣登録数は1,267件、有効期間更新数は3,734件、平成19年末の有効登録数は21,101件であった。

(ウ) 指定配合肥料の届出

肥料取締法第16条の2に基づく平成19年における農林水産大臣への指定配合肥料の届出数は4,373件、平成19年末の有効届出数は58,750件であった。

(エ) 肥料の検査

肥料取締法第30条に基づく平成19年度における国の立入検査成績は、分析検査標品1,097点中、正常でないものは63点であった。

(オ) 調査試験等

独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいて、公定規格の設定等に関する調査、重金属分析法の改良及び信頼性の確保についての検討等を行った。

(カ) BSEの発生に伴う措置

平成13年9月、我が国において初めて牛海綿状脳症(BSE)が発生したことに伴い、牛への誤用・流用を防止し、BSEの発生の防止に万全を期す観点から、平成13年10月以降、肉骨粉等及び肉骨粉等を含む肥料について、輸入、製造及び工場からの出荷の一時停止を要請した。

その後、科学的な見地から安全性が確認されたものについては、順次、その製造・出荷が解除され、現在、豚、鶏等のみに由来する肉骨粉等、及び蒸製骨粉、蒸製蹄角粉、蒸製皮革粉等が肥料原料として利用されている。また、牛のせき柱を含む肥料が生産されることのないよう、肥料取締法に基づく公定規格等において、牛の部位を原料とする場合には、せき柱等が混合しないものとして確認を受けた工程において製造されたものであることとされた。

(キ) 肥料の需給・価格等

a 化学肥料の需給概要

18肥料年度(平成18年7月～19年6月)の内需は、窒素、りん酸、加里の3成分合計で127万トンとなり、前年度を2%下回った。

表1 化学肥料の需給量(18肥料年度)

	窒素肥料	りん酸肥料	加里肥料	三成分合計
生産	401(400)	331(352)	0(0)	733(752)
輸入	241(241)	124(118)	317(350)	664(7097)
内需	449(471)	470(465)	350(360)	1,269(1,296)
輸出	180(174)	3(3)	3(3)	186(180)

(単位：成分千t、( )内は17肥料年度の数字)

b 19肥料年度価格

19肥料年度の元売り段階の価格は、国内での価格形成に大きな影響を持つ輸入原料や原料輸送コストが大幅に値上がりしたことにより、主要全品目で大幅な値上がりとなった。

表2 主要肥料の供給価格変動率の推移

(全農供給価格：高度化成肥料(15-15-15)対前年増減率)

16肥料年度	17肥料年度	18肥料年度	19肥料年度
3.49	3.56	3.73	9.95

(単位：%)

(ク) 肥料対策関連事業

食の安全・安心確保交付金(硝酸塩のリスク管理の推進)

国産農産物のより一層の安全確保に向けた生産を促すため、地域に適応した硝酸塩のリスク管理措置の普及体制や低減化技術を確立することとし、都道府県段階における推進計画の策定や生産現場における硝酸塩の低減技術の有効性の評価を行った。

(予算額 25億1,300万円の内数)

イ 農薬

(ア) 農薬の登録状況

19農薬年度(平成18年10月～平成19年9月)において新たに登録された農薬は223件で、9月末における有効登録件数は4,241件となり、前年同期に比較して124件の減少となった。19農薬年度に登録された新規化合物は11種類であった。

(イ) 農薬取締り状況

19年度においては、農薬の製造業者及び農薬販売業者等に対し85件の立入検査等を行い、製造・販売を取り締まるとともに、農薬の適切な品質の管理や取扱いの徹底を図った。

さらに、34件の集取農薬の検査を行い、農薬の製造、品質等に関し技術的指導を行った。

また、安全性が確認されていない無登録農薬の製造・流通を防ぐため、無登録農薬の製造の疑いで、2件の立入検査を実施した。

このような無登録農薬の監視体制を強化するための通知を发出し、無登録農薬と疑われる資材に係る製造者、販売者等に対する指導の強化を図った。

(ウ) 農薬の安全及び適正使用対策

農薬登録制度に関する懇談会での検討において、作物残留性試験のGLP導入、薬効薬害試験の民間解放を図った。

農薬の安全を確保するため、農薬の登録にあたり、環境省、厚生労働省と連携を図りながら独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいて農薬メーカーから提出された試験成績について厳正な検査・評価を実施した。

また、農薬による危害を防止するため、農林水産省、厚生労働省及び都道府県が共催により農薬危害防止運動を全国的に展開し、①農薬の安全使用や適正な保管管理の徹底についての啓発活動、②農薬事故に対する適切な処置体制を確保するための医療機関との連携強化及び事故の発生状況の把握等を実施した。



ポジティブリスト制度施行後、関係機関・団体等が相互に協力して①農薬の適正使用についてのきめ細かな指導、②飛散低減のための新技術の導入・普及、③農家における適切な農薬使用状況の記帳を重点的に指導するとともに、登録農薬については、適用作物の拡大に向けた取組みを実施し、消費者の食の安全に対する要請に応えられるよう、生産者や関係団体の取組を指導するとともに、食品衛生部局と緊密に連携し適切に対応が図られるよう努めた。

さらに、学校、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに家庭菜園等の住宅地周辺で農薬を使用するときに、農薬を原因とする住民の健康被害が生じないように、環境省と連携して、周辺住民への事前周知、飛散低減対策等について、研修会等を通じてその周知を図った。

(エ) 農薬の生産出荷

19農薬年度の農薬の生産額は、3,809億円(前年比2.8%増) 出荷額は3,706億円(同4.6%増)となっており、生産額、出荷額共に増加した。

(オ) 農薬の輸出入

19農薬年度の農薬の輸出額は前年比7.1%増の1,115億円であった。全輸出額に占める仕向先別の割合については、米国が17.6%を占めて最も多く、次いでフランス12.8%、ブラジル11.3%となった。

一方、輸入額は前年比0.5%減の697億円となった。全輸入額に占める輸入先別の輸入額の割合については、ドイツが23.5%を占めて最も多く、次いでシンガポール22.3%、中国9.1%となった。

ウ 飼料及び飼料添加物

飼料及び飼料添加物(以下「飼料等」という。)については、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的として、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。))に基づき、農林水産大臣は、安全性の確保の観点から飼料等の製造等に関する基準・規格の設定を行うとともに、品質の改善の観点から飼料の公定規格の設定等を行っている。

また、愛がん動物用飼料(いわゆるペットフード)については、メラミンが混入したペットフードのリコール等を契機として、有識者からなる「ペットフードの安全確保に関する研究会」を19年8月に設置した。11月には、同研究会からペットフードの安全を確保する上で法規制を導入すべき等を内容とする提言がなされた。これを受け、20年3月には環境省

と共管で、ペットフードの基準・規格を設定し、これに合わないものの製造、輸入、販売を禁止すること等を内容とする「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案」が第169回国会に提出された。

(フ) 飼料等の安全性の確保

飼料安全法に基づき、農林水産大臣は有害畜産物が生産され又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため、農業資材審議会の意見を聴き、飼料等の基準・規格を「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」(昭和51年農林省令第35号)(以下「成分規格等省令」という。))により設定している。

また、当該省令に成分規格等が定められている特定飼料等(抗生物質)の検定を独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「FAMIC」という。)で行った(19年度検定323件合格)。

さらに、輸入飼料原料における農薬やかび毒等の有害物質の混入を防止するため、輸入業者や輸送・保管業者を網羅したフィード・チェーン全体での取組について「飼料等への有害物質混入防止のための対応ガイドライン」(平成19年3月10日施行)を制定した。

(イ) 飼料の品質の改善

飼料の栄養成分に関する品質の改善を図るため、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて飼料の公定規格を定めることができるとされている。

飼料の公定規格による19年度の検定は2県及び1登録検定機関において、配合飼料7銘柄及び魚粉10銘柄に関して実施された。

(ウ) 飼料等の立入検査

飼料安全法に基づき、安全性の確保及び品質の改善を図る見地から、FAMIC及び都道府県の飼料検査機関が飼料等の立入検査を実施した。

19年度における立入検査の状況は、表3のとおりである。

表3 19年度飼料等立入検査状況

	国	県	合計
立入検査回数	624	2,280	2,904
収去件数	1,022	1,129	2,151
飼料	1,006	1,128	2,134
飼料添加物	16	1	17
収去品の試験結果			
正常件数	1,020	1,123	2,143
飼料	1,004	1,122	2,126
飼料添加物	16	1	17

違反件数	2	6	8
飼料	2	6	8
飼料添加物	0	0	0

エ 動物用医薬品

(ア) 動物用医薬品等製造販売（製造）業許可及び承認状況（平成19年度）

a 旧法による許可（平成17年3月31日以前受付の中）の第2条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号。以下「旧法」という。）第12条第1項の規定に基づく製造業の許可件数は0件であり、旧法第22条第1項の規定に基づく輸入販売業の許可件数は0件であった。

また、改正法第2条の規定による改正後の薬事法（以下「新法」という。）第12条第1項の規定に基づく製造販売業の許可件数は100件、新法第13条第1項の規定に基づく製造業の許可件数は120件、新法第13条の3第1項の規定に基づく外国製造業者の認定件数は123件、新法第40条の2第1項の規定に基づく修理業の許可件数は109件であった。

b 旧法第14条第1項の規定に基づき承認された品目数は、製造については医薬品19品目、医薬部外品2品目及び医療用具6品目であり、輸入については医薬品22品目及び医療用具2品目であった。

また、新法第14条第1項の規定に基づき製造販売承認された品目数は、医薬品34品目、医薬部外品11品目及び医療機器49品目であった。

(イ) 動物用医薬品の再評価

薬事法第14条の6（同法第23条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、承認、許可を受け市販されている動物用医薬品を有効性、安全性等の観点から最新の学問水準に照らして見直す再評価制度を実施している。

この見直し手続は、承認されている動物用医薬品の全成分について、通常10年ごとのスクリーニング作業を行い、問題となる情報が得られた成分を再評価を受けるべき医薬品として指定し、再評価を行うこととしている。平成18年度に見直しの対象となる162成分について、平成18年2月に関係者に通知し、スクリーニング作業を実施した。

(ロ) 動物用医薬品の使用の規制

動物用医薬品のうち、適正に使用されなければ畜産物等に残留し、人の健康を損うおそれのある医薬品については、動物用医薬品の使用の規制に

関する省令（昭和55年農林水産省令第42号）により適正な使用を確保しているところである。

平成18年5月29日から導入されたポジティブリスト制度に対応し、動物用医薬品の使用基準の設定及び変更を行った。導入時に新たに設定された残留基準は、導入後5年間で見直しされることとなっており、平成18年度は2成分見直しが行われた。それに伴い、使用基準の改正について検討した結果、改正は必要でなかった。

(エ) 国家検定等の検査

表4 薬事法第43条第1項の規定に基づき、動物医薬品検査所が実施した平成18年度の国家検定状況  
生物学的製剤（受付件数717件）

合格	711件
不合格	4件
中止件数	2件

表5 薬事法第69条第3項の規定に基づき、動物医薬品検査所が実施した平成18年度の製造業者等への立入検査による取去品の検査

	取去件数	不合格件数	改善指導件数
一般薬	69件	3件	15件
抗生物質製剤	14件	0件	3件
生物学的製剤 （体外診断薬）	9件	1件	1件

表6 動物医薬品検査所依頼試験検査規定に基づき平成18年度に動物医薬品検査所が実施した検査

動物用抗生物質製剤検査命令実施要領に基づく依頼検査	
受付件数	143件
不合格件数	0件
動物用血液型判定用抗体検査命令実施要領に基づく依頼検査	
受付件数	8件
不合格件数	0件
中止件数	0件

(オ) 薬事監視事務打ち合わせ会議

薬事監視事務打ち合わせ会議は、動物用医薬品等に関する薬事監視の円滑化を図るため都道府県の薬事監視員を対象に実施している。平成19年度は平成19年10月23日に開催し、薬事法等の法令遵守及び畜水産物の安全確保の徹底等、動物薬事関連事項の説明、薬事監視指導上の諸事項についての協議検討等を行った。

### 3 家畜防疫対策

#### (1) BSE 対策の推進

ア 我が国における BSE の発生への対応

平成13年9月に我が国で初めて BSE 感染牛が確

認されて以降、19年度末までに35例のBSEの発生が報告された。BSE対策として、と畜場でのBSE全頭検査及び特定部位（SRM）の除去に加え、24か月齢以上の死亡牛を対象とした農場サーベイランスや牛の肉骨粉等に係る飼料規制のほか、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」に基づく牛トレーサビリティ制度、BSE発生時の対応を迅速かつ適切に実施するための「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針」の策定等各般の対策が実施されている。

- (ア) 19年度は、農場サーベイランスにおいて7月2日（33例目）、12月21日（34例目）、3月24日（35例目）、計3頭のBSE感染牛が確認された。
- (イ) 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）に基づく、24か月齢以上の死亡牛を対象とした農場サーベイランスでは、19年度は90,829頭（一部24か月齢未満の牛も含む。）の検査を行い、前述の2頭が陽性（33及び35例目）であった。この農場サーベイランスの適正な実施及び死亡牛処理を推進するため生産者が負担する死亡牛のBSE検査費や輸送及び処理費用の助成措置を引き続き講じた。
- (ウ) 感染源及び感染経路の究明に関しては、感染牛の給与飼料等の調査をもとに、7例目までの発生例については、15年9月、専門家からなるBSE疫学検討チームにより、疫学的分析結果報告が取りまとめられている。

また、32例目までの発生例については、17年度及び18年度に「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」のリスク管理型研究において疫学的分析を行い研究報告書が取りまとめられている。この報告書において、

- a. 1995、1996年生まれの子牛の感染は、統計学的には共通の飼料工場で製造された代用乳が原因となった可能性が考えられるが、オランダの疫学調査等現在得られている知見を踏まえると、オランダ産の粉末油脂を感染源として合理的に説明することは困難
- b. 1999年～2001年北海道生まれの子牛の発生は、1995、1996年生まれの子牛が汚染原因となり、北海道内の配合飼料工場における肉骨粉等の交差汚染により伝播した可能性が否定できない等の分析がなされている。

#### イ 米国におけるBSEの発生への対応

- (ア) 平成15年12月に米国でBSE感染牛が確認されたのに伴い米国産牛肉等の輸入を停止した。

- (イ) 食品安全委員会によるBSEリスク評価結果を踏まえ、平成17年12月に米国、カナダからの牛肉等の輸入を再開した。しかし、平成18年1月、特定危険部位であるせき柱が混入した子牛肉が発見され、直ちに輸入手を停止した。
- (ウ) 日米専門家会合やリスクコミュニケーション等を実施した後、平成18年6月20日・21日、日米局長級テレビ会合を実施した。本会合において、対日輸出認定施設の調査の実施や米国農務省による抜き打ち査察への同行等、対日輸出条件の遵守を確保するための措置等の実施と輸入手の再開について、日米間で認識を共有した。
- (エ) 平成18年6月24日～7月23日、米国内の対日輸出認定施設に対して現地調査を実施し、7月27日、輸入手続再開を決定した。なお、輸入手続の再開後6か月間は、検証期間として新規の施設認定は行わないこととした。
- (オ) 平成19年5月13日～28日、米国対日輸出認定施設に対して現地調査を実施した。その結果、米国の対日輸出プログラム遵守に関して、システムとして問題はないことが確認されたことから、6月13日、検証期間を終了した。
- (カ) 米国側からの要請により、日米双方の現在のBSEリスクを検証するため、日米間の技術的な会合（第1回：平成19年6月27・28日、第2回：平成19年8月2・3日）が開催され、米国側から提供されたデータについて、厚生労働省とともに、分析・評価作業を行い、日米双方で、その報告書を取りまとめることとなった。なお、米国産牛肉の輸入条件を見直すかどうかについては、その結果を踏まえ、厚生労働省と連携して対応することとなった。

#### (2) 高病原性鳥インフルエンザへの対応

##### ア 宮崎県及び岡山県で確認された高病原性鳥インフルエンザ発生への対応

##### (ア) 防疫措置の実施

平成19年1月13日以降、4例（宮崎県3例、岡山県1例）の高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）の発生が確認された。本病のまん延を防止するため、高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、関係者による連携した防疫措置が迅速に実施され、3月1日には、すべての移動制限が解除された。その後、発生農家を中心に監視を行った結果、新たな発生は確認されなかったことから、5月8日に再び高病原性鳥インフルエンザの清浄国へ復帰した。



## (イ) 感染経路の究明

本病の発生に係る感染源・感染経路を究明するために設置された、専門家等からなる「高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム」により、平成19年9月に報告書がとりまとめられた。

その中で、

- ① 国内へのウイルスの侵入は、農場から分離されたウイルスが、韓国及び国内の野鳥から分離されたウイルスと極めて近縁であったことなどから、渡り鳥による持ち込みが想定されること
- ② 農場内へのウイルスの侵入は、農場内で初めて死亡鶏が確認された場所が、人の作業動線等との関連性が確認されなかったことなどから、野鳥や野生生物による持ち込みが想定されること
- ③ 今後の発生予防対策をより確実に行うためには、農場における飼養衛生管理の実施状況の再チェックを行うなど、鶏舎内外のバイオセキュリティ対策の徹底を図ることで、都道府県及び生産者等の関係者が一体となって発生予防対策を確実に行うことが必要であること

などが示された。

## (ウ) 本事例を踏まえた防疫指針等の変更

今回の防疫対応を踏まえ、以下のとおり防疫指針等が変更された。

## ① 速やかな防疫措置の実施

簡易キットが陽性となった時点で公表し、隔離等の防疫措置を速やかに実施するとともに、現地防疫対策本部における実施事項を明確にし、発生農場の防疫措置と同時に周辺の農場の検査を行うなど防疫対応等を迅速化することとした。

## ② 交通規制等に係る警察との連携

防疫作業を行う際に公道を使用する必要があることもあることから、交通規制などについては、都道府県警察にも連絡する旨を明記し、協力を得ながら円滑な防疫措置を実施することとした。

## ③ 移動制限措置の運用の見直し

防疫指針等に新たに規定する衛生条件等を満たした場合には、移動制限区域内の食鳥処理場及びふ卵場を再開できることとした。(衛生条件等の明確化)

## ④ 速やかな清浄性の確認

本病の発生状況の確認を速やかに行うため、患畜の決定前であっても、患畜となるおそれが

ある家畜が決定した段階で、発生状況検査を開始できることとした。

## イ 家畜防疫互助基金

平成19年1月及び2月の宮崎県及び岡山県での高病原性鳥インフルエンザ発生に際しては、発生時の経済的損失を補償するために造成されている互助基金から加入している発生農家への互助金の交付が行われた。平成19年度末の加入状況は、全国羽数ベースで81%となっている。

## (3) 家畜防疫

## ア 家畜伝染病予防事業の実施

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)の規定に基づき、家畜の伝染性疾病の発生予防のための各種検査、注射、消毒、薬浴及び家畜伝染病の発生時のまん延防止措置を実施した。

## (ア) 牛関係監視伝染病

BSEについては、13年9月に我が国初のBSEが確認されて以来、19年度末までに合計35頭の発生があり、同居牛等について疑似患畜の特定等の防疫措置を実施した。

ヨーネ病については、平成10年度以降、法に基づく定期検査を実施しており、19年は39都道府県441戸1,048頭、20年1月から3月にかけて52戸72頭の発生、摘発があった。本病対策については、18年11月に策定されたヨーネ病防疫対策要領に基づき、導入牛の証明書確認による侵入防止、定期検査による患畜の摘発と殺処分、消毒の徹底、迅速診断法を活用した患畜の同居牛の自主とう汰等の全国的に統一した防疫対策を18年度に引き続き進めた。

ブルセラ病及び結核病については、両疾病とも、ここ数年散発的な発生となっており、ブルセラ病は、19年9月に1戸1頭、20年3月に1戸1頭の発生があった。結核病は19年度は、発生はなかった。

なお、19年10月にブルセラ病及びヨーネ病の疑似患畜から生産された乳製品等が、食品衛生部局の指導により自主回収されるという事案があった。搾乳牛については、生産出荷に与える影響が大きいことから、ヨーネ病検査に支障をきたした。このため、厚生労働省に対し、ヨーネ病の疑似患畜から生産された乳製品等のリスク評価を行うよう求めるとともに、従来のヨーネ病検査を再開するために新たな診断薬の導入の検討が進められた。

アカバネ病については、19年1月以降、20年2

月まで散発的に発生があり、18年に九州地方南部で確認された生後感染例も確認された。

(イ) 豚関係監視伝染病

オーエスキー病は、19年1月、4月、20年3月に4県で4戸26頭の発生があった。オーエスキー病の発生戸数及び頭数は昭和63年をピーク（59戸9,491頭）に、大きく減少し、平成3年に「オーエスキー病防疫対策要領」が策定されて以降、浸潤県数に大きな変化はなく、拡大は阻止されているものの、浸潤地域の清浄化は一部に止まっている。このため18年度に開始された今後の取組の見直し、強化についての検討が引き続き進められた。

(ロ) 鶏関係監視伝染病

高病原性鳥インフルエンザについては、19年1月の宮崎県及び岡山県での発生以降、発生はなく、5月にはOIEの規定に基づき清浄国に復帰した。なお、これらの事例を踏まえ、10月には養鶏場への本病の侵入を防止するためのテキスト、チェックリストを作成、配布するとともに、都道府県の家畜保健衛生所による1千羽以上を飼養するすべての養鶏場に対する飼養衛生管理基準の遵守状況の確認が行われた。

ニューカッスル病について、19年は発生が1件であった。本病の原因ウイルスは、広く野外に存在しているが、適切なワクチン接種により予防が可能であることから、愛玩鶏を含め、ワクチン接種を徹底することとした。

家きんサルモネラについては、19年は発生がなかった。

(ハ) 馬関係監視伝染病

19年8月、我が国で36年ぶりとなる馬インフルエンザが中央競馬や地方競馬を中心に確認され、19年度末までに2,292頭（疑症を含む）の感染が確認された。当初は競馬開催や国体の馬術競技が中止されるなどの影響があったが、「馬インフルエンザまん延防止の基本方針」（平成19年9月3日付19消安第6606号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）に基づく衛生管理の徹底等により、11月以降は比較的散発的な発生にとどまった。

馬バラチフスは、10年から11年に重種馬での集団発生があり、その後発生は認められていなかったが、15年は1戸1頭、16年は2戸9頭、17年は7戸11頭、平成18年は1戸2頭、19年は1戸2頭、20年1月から3月にかけて1戸6頭の発生が確認された。

その他、馬伝染性貧血は、5年に農用馬2頭が

抗体陽性で摘発されて以降発生はなく、馬伝染性子宮炎は、17年に1戸1頭の発生が確認された以降、発生は認められていない。

(ニ) めん山羊監視伝染病

スクレイピー（伝達性海綿状脳症）については、平成17年には1戸1頭の発生が認められたが、それ以降発生は認められていない。なお、本病は、昭和59年に輸入めん羊由来群で発生が確認されて以来、33戸63頭の散発的な発生となっている。

イ 国内防疫関連事業の実施

(ア) 家畜生産農場清浄化支援対策事業

ヨーネ病及びオーエスキー病の清浄化のための検査・自主とう汰、ワクチン接種の推進を行った。

オーエスキー病の清浄化を推進するため、地域全体でワクチン接種の取組が行われている地域において、ワクチン接種対象飼養豚の全頭ワクチン接種の取組を支援した。

また、ヨーネ病の清浄化を推進するため、18年11月に策定された「ヨーネ病防疫対策要領」を踏まえ、生産者自らが行う検査及びとう汰の取組を支援した。

さらに、疾病の発生とまん延を防ぐため、牛流行熱、豚伝染性下痢症等に対する組織的なワクチン接種を推進した。

(イ) 馬飼養衛生管理特別対策事業、育成馬予防接種推進事業及び繁殖牝馬予防接種推進事業

馬の飼養衛生管理体制の総合的な整備を図るため、馬感染症研究会・馬飼養衛生管理技術講習会、馬の飼養衛生管理に関するテキストの作成・配布、地域馬獣医療の実態調査等を実施した。また、予防接種推進事業では、馬の生産育成地において、破傷風、日本脳炎、馬インフルエンザ及び馬鼻肺炎のワクチン接種を実施した。

(4) 保健衛生

19年度末における家畜保健衛生所数は全国173か所で、職員数は獣医師職員2,164名、事務系・その他職員414名となっている。

ア 家畜保健衛生所の施設整備

家畜の飼養形態の多頭化、集団化等の中で、家畜伝染病に対する危機管理の観点から疾病の監視を強化する事前対応型の防疫体制の構築が必要となっている。このため、迅速な検査及び高度な疫学診断等を可能にする施設機器を地域の家畜衛生事情に即して家畜保健衛生所に整備し、地域の防疫・監視体制の強化を図った。

(ア) 迅速診断対応機器



検査用の材料を迅速かつ多量に処理することを可能とし、検査の効率化、検査時間の短縮等を図るため、酵素抗体測定装置、高速液体クロマトグラフィー等が設置された。

(イ) 高度診断対応機器

多様化、高度化する検査・診断を迅速かつ的確に行うとともに、疫学的な診断を可能とするため、PCR 検査機器、炭酸ガス孵卵器等が設置された。

(ロ) バイオセキュリティ関連機器

病原体の野外への汚染防止を図るため、安全キャビネット、高圧蒸気滅菌器等が設置された。

イ 家畜衛生に関する各種指導等

家畜衛生に関する各種指導を畜産農家等に対して行うことにより、畜産の進展に伴った家畜衛生技術の浸透及び定着を図った。また、地域の実情に則した家畜衛生対策の実施に資するため、家畜保健衛生所が中心となって以下の取組を行った。

(ア) BSE 検査・清浄化の推進

BSE の浸潤状況をより正確に把握し、BSE の防疫対策を検証するため、家畜保健衛生所が実施する死亡牛 BSE 検査について、検査資材や廃棄物処理等への支援を行い、検査を確実かつ円滑に推進した。

(イ) 監視・危機管理体制の整備

家畜衛生に係る情報の提供を円滑に推進するため、病性鑑定成績・巡回指導等による家畜衛生情報の収集・分析を行った。

また、診断予防技術の向上を目的として、伝染性疾病の新たな診断方法、予防技術を確立するための調査・検討を行った。

この他、まん延防止措置の円滑化を図るため、調整会議の開催及びブロック内の防疫演習を実施し、地域の実情に応じた防疫体制の確立を図った。また、「家畜伝染病防疫対応強化」として生産者が最低限遵守すべき基準である飼養衛生管理基準の普及・定着の促進や特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及び防疫対策を構築するための会議を開催した。

さらに、生産現場及び教育現場において、動物由来の感染症について定期的なモニタリング調査を行い発生状況等を調査した。具体的には、ワクチンを用いず、早期発見ととう汰により清浄性を維持するための豚コレラ撲滅対策、沖縄県におけるオウシマダニの侵入防止のための監視体制強化、各種家畜衛生情報の広報による自衛防疫及び自主管理の強化等を実施した。

(ロ) 生産衛生の確保

生産現場における畜産物の安全性確保のため、地域一体となった HACCP 方式に基づく畜産物の生産衛生管理体制の構築、サルモネラ総合対策指針に基づくサルモネラの清浄化に向けた農場の調査・検査、医薬品の品質確保、薬剤残留、薬剤耐性菌等に関する情報収集をそれぞれ行った。

(エ) 地域衛生管理体制の整備

安全な畜産物の生産を推進するとともに、全国的な衛生水準の向上を図るため、地域における行政、生産者、獣医師等の関係者が一体となった家畜の伝染性疾病の発生予防、清浄性維持等の取組を実施した。

ウ 調査研究

(ア) 牛護蹄管理技術普及推進事業

(社)日本装蹄師会が実施する育成牛における護蹄管理手法の調査・研究、削蹄技術者及び獣医師の連携強化を推進するとともに護蹄管理の検討会を実施した。

(イ) 第48回全国家畜保健衛生業績発表会

第48回全国家畜保健衛生業績発表会は、4月26日、27日日比谷公会堂において開催され、全国各ブロック代表48名により家畜保健衛生所の日常業務に関連した業務の運営、調査、研究等が発表され、農林水産大臣賞2題、消費・安全局長賞22題が選出され、賞状が授与された。

(5) 技術普及

ア 家畜衛生講習会及び研修会は、家畜の多頭飼育の進展等に伴う家畜衛生事情の変化に対応し、家畜衛生技術の向上を図るために実施している。受講者は地域の家畜衛生関係技術者に対して伝達講習を行って習得技術を速やかに普及するとともに、種々の事業等を通じて畜産関係技術者及び畜産農家に対し家畜衛生に関する知識及び技術の普及浸透を図っている。19年度は、家畜衛生講習会については動物衛生研究所の本所・支所・海外病研究施設、千葉県農業共済連で計11回開催され、延べ252名が受講した。また、家畜衛生研修会については、病性鑑定研修会を各専門分野別（ウイルス、病理、細菌、生化学）に実施した。各講習会及び研修会の種類、回数及び受講人数は表7のとおりである。

表7 19年度家畜衛生講習会及び研修会

種 類	回 数	受 講 人 数		計
		県職員	その他	
家畜衛生講習会	11	236	16	252
基本講習会	1	48	2	50

総合講習会	1	38	2	40
特殊講習会	9	150	12	162
鶏 疾 病	1	29	0	29
豚 疾 病	1	28	4	32
牛 疾 病	1	33	5	38
繁殖障害	1	13	0	13
病性鑑定	4	26	0	26
獣疫学	1	19	3	24
家畜衛生研修会	4	179	7	186
病性鑑定	4	179	7	186
計	15	415	23	438

イ HACCP方式を活用した衛生管理の推進

HACCP方式を活用した家畜の高度な飼養衛生管理を推進し、我が国の畜産物の安全性の一層の向上と消費者の信頼確保を図るため、HACCP方式を活用した農場での高度な衛生管理の認証基準案の策定、HACCP方式による衛生管理を普及するため、認証基準等に係るセミナーの開催やHACCP方式を活用した高度な衛生管理を実践している優良事例集の作成及び関係者への周知等の取組を実施した。

(6) 獣 医 事

ア 獣医療提供体制整備の推進

獣医療の多様化、高度化等に対応し的確な獣医療の確保を図るため、獣医療法(平成4年法律第46号)に基づく獣医療計画制度により、国が定めた基本方針に即して都道府県が獣医療を提供する体制の整備を図るための計画を定め、国と都道府県が一体となって獣医療提供体制の整備を推進している。

イ 獣医師法第16条の2に基づく臨床研修

獣医師法(昭和24年法律第186号)第16条の2に基づき、診療を業務とする獣医師は、免許を受けた後も、大学の獣医学に関する学部若しくは学科の付属施設である飼育動物の診療施設又は農林水産大臣の指定する診療施設において臨床研修に努めることとされている。

ウ 第59回獣医師国家試験

第59回獣医師国家試験は、平成20年3月4日及び5日の2日間、全国3試験地で行われ、受験者1,255名中996名(79.4%)が合格し、獣医師免許申請資格を得た。

エ 獣医師国家試験問題漏えいの再発防止

第58回獣医師国家試験について、試験問題が事前に漏えいしていた疑いがあるものと判断されたことを踏まえて設置した「獣医師国家試験漏えい問題調査検討委員会」において、5月に「獣医師国家試験における問題漏えいの再発防止に関する報告書」が

取りまとめられた。

オ 獣医師国家試験の改善

獣医師国家試験の改善を目的として設置した「獣医師国家試験に係る検討会」において、4回にわたり検討を行い、平成20年3月に「獣医師国家試験の改善に関する報告書」が取りまとめられた。

カ 獣医事審議会

獣医師法第24条の規定により設置されている獣医事審議会、試験部会及び免許部会が開催され、①第59回獣医師国家試験の実施、②獣医師法第5条第2項及び第8条第2項第3号に該当する獣医師の獣医師免許の取扱い、③獣医療における広告制限の特例等について審議が行われた。

キ 獣医師の需給に関する検討会

今後の適切な獣医療の提供体制の整備に関する施策の検討に資するため、平成18年11月に設置した「獣医師の需給に関する検討会」において、5月に「獣医師の需給に関する検討会報告書」が取りまとめられた。

ク 小動物獣医療

(ア) 獣医療における広告制限の特例

狂犬病予防注射等の事項等について獣医療法に基づく広告制限の特例とすることについて、獣医事審議会から答申があり、獣医療法施行規則(平成4年農林水産省令第44号)の改正を行った。

(イ) 獣医核医学の導入に係る体制整備

獣医療法施行規則及び関連告示に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の改正等について、平成17年9月に放射線審議会へ諮問し、平成20年1月に答申があった。

(7) 国 際 関 係

ア 輸出入検疫

主要動物の輸出入検疫状況は、初生ひなを除き、牛が最も多く25,100頭(対前年比97.6%、以下( )内は対前年比)であった。その内訳は、7年振りに肉用繁殖牛が961頭輸入され、乳用繁殖用は967頭(99.4%)とほぼ前年並みとなり、肥育用素牛が23,166頭(93.6%)と減少した。また、展示用として6頭が輸入された。豚は、126頭(56.5%)と前年と比較して大幅に減少した。めん羊、山羊の輸入実績はなかったが、展示用のアルパカが17頭輸入された。

馬は、牛に次いで頭数が多く5,987頭(93.2%)であった。その内訳は、繁殖用323頭(115.3%)、乗用148頭(79.1%)、競走用214頭(64.3%)、肥育用5,302頭(94.0%)であった。初生ひなは、531,102羽(70.3

%)と昨年に続き大幅に減少した。

犬、猫は、それぞれ7,280頭(89.9%)、1,600頭(96.7%)であった。

その他の動物では、兎が12,827羽(94.2%)、みづばちが11,098群(82.1%)輸入された。

主要動物の輸出実績は、馬が119頭(69.2%)であり、その内訳は繁殖用42頭(63.6%)、競走用73頭(75.3%)、乗用4頭(44.4%)と減少した。

犬、猫は、それぞれ4,346頭(93.9%)、1,416頭(92.5%)が輸出された。畜産物全体の輸入数量は、3,463,160トン(96.8%)であった。

肉類については、牛肉、豚肉、家きん肉が大半を占めており、豚肉858,448トン(104.9%)とやや増加したが、牛肉505,723トン(99.5%)、家きん肉656,758トン(96.6%)とやや減少したこともあり、肉類全体では2,292,640トン(99.8%)とわずかに減少した。

骨類は、全体で52,176(102.2%)であった。ミール類は、327トン(161.8%)と大幅に増加した。

穀物のわら及び飼料用の乾草については、中国からの輸入が再開されたことにより、23,611トンと大幅に増加した。動物性加工たん白については、869,374トン(86.7%)と大きく減少した。

畜産物全体の輸出数量は、127,774トン(100.2%)とほぼ前年並みとなった。輸出の大半を占める皮類が73,971トン(99.9%)とほぼ前年並みであったが、牛肉が286トン(248.8%)、豚肉が223トン(237.0%)、卵類341トン(170.0%)といずれも大幅に増加した。一方で、骨類は1トン(6.5%)、臓器類は332トン(55.5%)と大幅に減少した。

表8 平成19年の輸出入検疫数量(速報値)

(単位=動物:頭羽、畜産物:t)

	輸出	輸入
牛	0	25,100
豚	28	126
めん羊	0	0
馬	119	5,987
兎	204	12,827
鶏	0	0
初生ひな	0	531,102
犬	4,346	7,280
猫	1,416	1,600
あらいぐま	0	0
きつね	0	0
スカンク	0	0
サル	—	7,452
骨類	1	52,176

肉類	8,261	2,292,640
臓器類	332	55,674
卵類	341	7,891
皮類	73,971	56,052
毛類	490	5,114
ミール類	12	327
動物性加工たん白	—	869,374
わら等	—	23,611

#### 4 魚類防疫対策

平成19年10月から、水産動物の輸入許可業務を動物検疫所に移管し、現物確認を行うことにより防疫体制を強化したことから、その適切な運用を行った。

また、国内防疫に関しては、コイヘルペスウイルス(KHV)病、アユ冷水病への対応を行った。

##### (1) 水産防疫制度の適切な運用

###### ア 輸入防疫

水産資源保護法(昭和26年法律第313号)に基づき、平成19年度はこい41件、きんぎょ1,228件、さけ科魚類の発眼卵11件及びくるまえび属の稚えび5件に対し、輸入の許可を行った。なお、くるまえび属の稚えびは防疫対象疾病発生国からの輸入であったため、平成17年に改正した同法の規定により、管理命令を発令し隔離管理を実施した。

###### イ 国内防疫

持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)に基づく特定疾病のうちKHV病については、引き続き発生が確認され、平成19年度は都道府県において焼却・埋却25件、消毒23件等のまん延防止措置を講じた。また、宮城県知事から届出のあったホヤの新疾病について、平成19年12月に防疫会議を開催し、今後の対応等を検討した。

##### (2) KHV病対策

###### ア 発生状況

平成15年10月に、我が国で初めてKHV病の発生が確認され、平成19年度は1・2級河川水系の0.4%と、養殖場の1.1%で発生が確認された。

###### イ 技術検討会

錦鯉養殖場においてKHV病の発生が継続しているため、平成20年3月(第12回)にコイヘルペスウイルス病に関する技術検討会を開催し、まん延防止措置等について検討した。

###### ウ 研究・開発

(独)水産総合研究センターを中心として、産・学・官の協力を図りつつ、ワクチン開発を含め、同病の診断、防疫技術等の研究・開発を推進した。



### (3) アユ冷水病対策

アユ冷水病に関する対策協議会を開催するとともに、都道府県の養殖業者への衛生対策指導等の支援や、(社)日本水産資源保護協会への委託による養殖衛生対策センター事業の運営等により、関係者への普及・啓発、技術者の育成等を行った。

## 5 植物防疫対策

### (1) 病虫害防除

#### ア 環境に配慮した防除対策

食の安全や環境問題に対する国民の関心が高まる中、農林水産省では農業生産全体を環境保全を重視したものへ転換することとしており、病虫害防除についても環境に配慮した防除の推進に取り組んでいる。

病虫害の発生予察情報等に基づき、様々な防除技術を適切に組み合わせることで、環境負荷を低減しつつ病虫害の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制する総合的病虫害・雑草管理 (Integrated Pest Management : IPM) の普及への取組を実施した。具体的には、農業者自らが IPM への取組を確認できる IPM 実践指標の主要 8 作物 (大豆、トマト、なし等) のモデルを策定するとともに、都道府県で IPM 実践指標の作成及び IPM 実践地域の育成等を引き続き推進し、天敵やフェロモン等を利用した防除技術の評価基準を作成するための事業を創設した。

このほか、IPM を実践する生産者と消費者の交流を進めるため、東京と岡山において IPM に関するフォーラムを開催した。

また、食品衛生法の改正により残留農薬のポジティブリスト制度が施行 (平成18年5月) され、全ての農薬に残留基準値が設定された。これにより、基準値のない作物に農薬が飛散し、一律基準が適用された場合には、基準値超過となり、回収・廃棄等の命令が下される恐れがある。このため、農薬散布時の飛散低減に対する注意が必要であるため、農薬の飛散しにくい農薬散布技術・方法の確立に向けての施策を実施した。

さらに、生産者等に向けて、農薬適正使用の指導について、通知の発出、手引きの配布、研修会の開催等により同制度の周知、飛散低減対策等の徹底を図った。

#### イ 農薬使用

マイナー作物とは、年間の生産量が3万トン以下で、農薬メーカーの自主的な取組では農薬登録が進

まず、作物栽培上問題となる病虫害に有効な登録農薬が少ない作物であり、その対応が求められている。マイナー作物向けの農薬登録を効率的に進めるためには、生産者や都道府県の主体的な取組が不可欠であり、また、都道府県間の連携を密にして試験を実施する必要がある。このため、農薬登録推進中央協議会及び地域ブロック協議会を設け、農薬メーカーと地域生産者との協議により、マイナー作物等の農薬登録の円滑化に向けた支援を行ってきた。また、都道府県が登録を要望する農作物と農薬の組合せを調査し、農薬メーカーの申請に当たっての見解等や試験必要例数等の情報を追加した「農薬登録推進リスト」を作成し、都道府県に情報提供を行っている。

また、農業の土壤病害防除等に使用される臭化メチルは、1992年、第4回モントリオール議定書締約国会合においてオゾン層破壊物質として指定され、平成17年(2005)に全廃することが決定された。しかし、技術的・経済的に有効な代替薬剤・代替技術がない等の場合は、全廃後であっても不可欠用途として申請を行い、国連審査機関の審査を経て承認を受ければ、その使用が認められている。

ところが、国際的な臭化メチル全廃の動きを受け、平成19年の審査において、日本の土壤関連の申請品目については、代替技術の導入等により数年内に全廃が可能と判断され、一方的な全廃期限設定とこれに基づく削減勧告をすべきとの報告が行われた。

これに対し、日本は、自国の状況を勘案し自ら全廃期限を策定するので、一方的な勧告を行わないよう主張し、技術的に対応可能な年数を府県及び専門家と協議した上で、土壤使用の品目の全廃期限を平成25年に設定し、「不可欠用途臭化メチルの国家管理戦略」の改訂版を国連事務局へ提出した。

#### ウ 発生予察事業

稲、麦、いも類、果樹、茶、野菜等の病虫害を対象として全都道府県において発生予察事業が実施されている。また、農林水産省でも全国の主要な病虫害の発生動向を取りまとめた病虫害発生予報を計9回発表した。

平成19年度の水稲の病虫害発生状況についてみると、病害では、梅雨入りまで多くの地域で好天に恵まれたため、いもち病の発生は平年並程度と予想されていたが、6月中・下旬から低温・多雨・寡照となり、感染に好適な気象条件が出現し、7月に入っても同様の気象状態が続くことから、7月上旬から早期防除の呼びかけが行われた。その後も病斑が上位葉へ進展した地域では、葉いもち病斑の発生が多

くなり、7月上旬から下旬にかけて東北、甲信、東海及び中国の4県から注意報が発表され、防除の徹底が呼びかけられた。8月に入ると一転して好天が続き、高温となったため病勢は抑制された。その後も天候による影響がなかったことから、全国的に発生は抑えられ、いもち病に関する注意報は7件（前年22件）発表された。なお、九州では紋枯病の発生が多かった。

害虫では、トラップによるウンカ類の飛来調査で、トビロウンカが佐賀県で平年よりやや早い6月13日に、続いて、宮崎県で27日早い6月15日に、また、セジロウンカが長崎県では平年並の5日5日に初めて飛来確認があった。その後、梅雨前線の活動が活発になった6月下旬から7月上旬にかけて、北陸、北関東までの広範囲で飛来が確認され、8月の高温と相まって、8月中旬には山口県、8月下旬には宮崎県から第二世代に対する防除を徹底するため警報が発令された。また、西日本では9月の気温が記録的に高かったことから、10月上旬までに注意報が14件発表された。9月の気温が8月と同等に高温であった九州では、トビロウンカの発生が多くなり、一部は場で坪枯れが見られた。

また、斑点米カメムシ類については、早期水稻の出穂期にあたる6月上旬頃から水田周辺雑草地における生息が多くなり始め、6月下旬から注意報が発表され始め、8月上旬までの間に注意報が7府県から延べ9件発表された。

麦では、赤かび病の発生が懸念された。これは昨年の多発生に加え、春先の気温が高い状況であったことから、早期の発生及び発生量の増加が予想されたため、3月から4月の予報等において適期の防除が呼びかけられた。その結果、適期防除が実施され、赤かび病の発生は平年並以下に抑えられた。

大豆では、8月以降、気温が高い状況が続き、害虫の発生が助長されたため、大豆の他、野菜類、花き類に害を及ぼすハスモンヨトウに発生が多く、8月末から10月中旬にかけ、注意報が10件発表された。

果樹の病害については、カンキツかいよう病は昨年発生が多かった地域では、越冬病斑が多く、本年の発生にも影響し、7月中旬に福岡県及び宮崎県で注意報が発表された。その他では、りんごの腐らん病の注意報が2件、なしの黒星病の注意報が2件、もものせん孔細菌病の注意報が2件、ぶどうのべと病の注意報が1件発表され、適期防除が呼びかけられた。

害虫では、果樹共通の果樹カメムシ類が暖冬の影

響で越冬量が多く、園地への飛来量増加が懸念されたが、愛媛県で5月中旬に注意報が発表されたのみであった。その他、りんごのハダニ類、なしのシンクイムシ類及びナシシンクイタマバエの注意報が各1件発表された。

野菜および花きでは、全国的に発生が多く見られる病害はなく、いちごの炭そ病、たまねぎの白色疫病、なすのすすかび病、ねぎ及びほうれんそうのべと病等について、生産指導上の注意が呼びかけられた。

害虫は、冬期の施設栽培のいちごでハダニ類の発生が全国的に多く見られ、1月から2月にかけて注意報が7件、育苗期にあたる8月下旬以降に4件の注意報が発表された。また、夏期間の気温が高かったことから、野菜類・花き類全般の害虫であるハスモンヨトウの発生が関東以西の広い地域で多く見られ、11件の注意報が発表された。

一方、近年、問題化しているトマト黄化葉巻病等ウイルス病とその媒介昆虫である微小害虫（アザミウマ類、コナジラミ類）の多発生及び分布地域の拡大が問題となっている。特に、トマト黄化葉巻病については、平成19年2月に全国的な防除対策会議を開催し、これまでに有効と判明した防除対策及び今後取り組むべき課題の情報共有を行った。

これを受け、5月には各地方農政局等の関係部局に対し、適切な防除指導が行われるよう通知を発出し、あわせて、種苗業者へ健全な苗の供給・流通の協力を依頼した。

病害虫の発生、防除状況は表9のとおりである。

#### エ 病害虫防除所の運営

都道府県における植物防疫の専門機関である病害虫防除所は、病害虫の発生状況調査等を行い、発生予察に基づく、防除指導、侵入警戒調査、農業の安全使用等の指導を行った。

国の発生予察事業に協力するのに要する経費及び病害虫防除所の運営に要する経費について、都道府県に植物防疫事業交付金を交付した。

#### オ 農林水産航空事業等

平成19年度における農業関係の空中散布延べ面積は、水稻防除8万9千ha、果樹防除0.2千ha、畑作物防除6.0千ha、畜産関係2.7千ha、ミバエ類等防除245万6千ha、計255万4千haであった。

このうち、水稻防除の実面積は6万5千haで、関係農家数は約7万4千戸であった。

林業関係では、松くい虫防除の延べ3万4千haと野そ駆除の延べ5万7千haが主であり、計9万1千

表9 病虫害発生状況及び防除状況（平成19年度実績）

病虫害名	発生面積 (千ha)	延べ防除面積 (千ha)	
(イネ)			
葉いもち	316	1,404	関東及び東海の一部でやや多。
穂いもち	228	1,513	関東、東海及び近畿の一部でやや多。
紋枯病	606	821	東北の一部でやや多～多、北陸の一部で多、関東、近畿及び九州の一部でやや多。
白葉枯病	19	96	関東、東海、中国及び九州の一部でやや多。
もみ枯細菌病	33	138	北陸、甲信、中国及び九州の一部でやや多。
ニカメイガ	53	72	平年並。
セジロウンカ	736	1,346	関東以西の地域でやや多。
トビイロウンカ	207	971	近畿以西の地域でやや多～多。
ヒメトビウンカ	584	1,343	東海の一部で多、関東の一部、中国以西の地域でやや多。
斑点米カメムシ類	441	1,602	東北の一部でやや多～多、四国の一部で多。
コブノメイガ	428	468	東北及び北陸の一部でやや多～多、近畿の一部でやや多、中国及び九州でやや多～多。
イネミズゾウムシ	672	995	関東及び近畿の一部でやや多。
(ムギ類)			
うどんこ病	50	263	東北及び関東の一部で多。
赤かび病	24	517	平年並以下。
雪腐病類	32	99	平年並以下。
(ダイズ)			
ハスモンヨトウ	41	91	東北、四国、九州の一部で多、関東の一部でやや多～多。
吸実性カメムシ類	42	100	北陸の一部で多、東海、中国及び四国の一部でやや多、九州の一部でやや多～多。
(カンキツ類)			
黒点病	50	276	九州の一部で多。
かいよう病	22	80	九州でやや多～多。
(リンゴ)			
斑点落葉病	11	324	東北の一部でやや多。
腐らん病	7	69	東北の一部でやや多～多。
ハダニ類	12	136	関東以北でやや多～多。
(ナシ)			
黒斑病	2	42	東北の一部でやや多。
黒星病	5	148	東北、関東、北陸及び九州の一部でやや多～多。
ナシヒメシンクイ	2	64	関東及び中国の一部でやや多、九州の一部でやや多～多。
(モモ)			
せん孔細菌病	3	43	東北の一部で多、甲信及び北陸の一部でやや多。
灰星病	1	36	平年並。
ナシヒメシンクイ	1	37	平年並。
(ブドウ)			
晩腐病	2	47	甲信、北陸、近畿の一部でやや多。
べと病	5	61	東北、甲信及び中国の一部でやや多、北陸の一部で多、九州でやや多～多。
(野菜共通)			
疫病	1	17	
灰色かび病	7	70	
アブラムシ類	28	206	
ハダニ類	12	69	
ハスモンヨトウ	7	23	



haであった。

無人ヘリコプターの防除面積は、水稻防除を中心として延べ86万7千haであった。

## (2) 植物検疫

### ア 国際基準への対応

植物検疫措置に関する国際基準は、科学的根拠に基づいた適切な措置を講じるためのガイドラインであり、各国が遵守すべきものである。このため、我が国としては、本基準の策定プロセスに積極的に関与することで、我が国の意見を盛り込んだ国際基準の採択を実現した。さらに、国際基準案の作成プロセスを担う委員会や専門家会合に職員を派遣し、我が国の主張を基準案の段階から反映させることに努めた。

また、国際基準に整合しつつ病害虫のリスクに応じた検疫措置を導入する取組の結果として、カンキツグリーニング病の寄主植物を輸入禁止とし、ニセコロンビアネコブセンチュウの寄主植物に輸出国内での栽培地検査を要求する等輸入禁止植物や栽培地検査を要する植物に関する見直し、検疫の対象としない有害動植物の追加等の省令改正を行った。これに加え、現行の輸入検疫措置を検証し、検疫制度の見直しに資するために実施している包括的な病害虫危険度解析（PRA：平成18～22年度）の結果の一部として、60経路のPRA報告書が完成し、240種の病害虫が検疫有害動植物として特定される等の成果を得た。

### イ 輸入検疫

平成19年においては、栽植用苗・球根9億2千万個、種子2万3千t、切り花21億本、生果実166万t、野菜85万t、穀類・豆類3,053万t、木材907万m<sup>3</sup>、その他雑品等890万tについて、輸入検疫を実施した。

また、平成19年度は、南アフリカ共和国及びスワジランド王国産のクレメンティン、カナダ産むぎわら及びかもじぐさ及びハワイ諸島産アンスリウム等の輸入が解禁されるとともに、ドミニカ共和国及びプエルトリコがチチュウカイミバエの発生地域から除かれた。また、ニュージーランド産りんご、オーストラリア産カンキツ属及びアルゼンチン産レモンの輸入検疫条件の変更がなされた。

また、オーストラリア産オレンジ生果実等の低温処理並びにフィリピン産マンゴウ及びパパイヤ生果実（マニラ地区）の蒸熱処理について、植物防疫官がすべての荷口の消毒及び輸出検査に立ち会う方式から、植物防疫官が一部の荷口の消毒及び輸出検査

に立ち会い、それ以外の荷口については、書類等により消毒及び輸出検査の実施を確認するモニター制に移行した。

木材で作成されたこん包材について、PRAの結果、病害虫の侵入リスクが認められたことから、平成19年4月、植物検疫措置に関する国際基準（ISPM No15）に基づく輸入検疫措置を開始した。

### ウ 輸出検疫

平成19年においては、栽植用苗・球根1,519万個、種子2,657t、切り花35万本、生果実2万8千t、野菜1万4千t、穀類・豆類20万t、木材10万8千t、その他雑品2万5千tについて、輸出検疫を実施した。

平成19年度は、日中検疫当局間で、双方の関心品目の輸出解禁について技術的な協議が行われ、中国向け精米の基本的な検疫条件の内容について、両国間で一致し、さらに検疫条件の細部について協議を行った。また、タイ向けうんしゅうみかん生果実の輸出が解禁され、他の7品目のかんきつ類生果実については引き続き検疫条件の協議を行った。

輸出こん包材の消毒証明制度について、制度の透明性、事業者の利便性を高めるため、19年6月までの経過措置を置いた後、新たな制度に移行した。

米国及びカナダが実施するアジア型マイマイガ（AGM）に係る船舶の沖合検査措置に対応し、日本国内の民間検査機関6機関により、船舶に対するAGM不在証明が、平成19年6月から開始された。

### エ 国内検疫

平成19年度においては、種馬鈴しょの春作、秋作用春作及び秋作について、北海道等9県において原種ほ及び採種ほを対象に種馬鈴しょ検疫を実施した。

果樹苗木の移動に伴う病害虫のまん延防止及び健全果樹苗木の確保のため、植物防疫所において、かんきつ類、りんご等の母樹について、果樹母樹のウイルス病等検査を実施した。

また、植物防疫法に基づく植物等の移動規制については、関係法令を整備し、平成19年4月から徳之島、沖永良部島及び与論島からのカンキツグリーニング病菌等の寄主植物の移動規制を開始した。

また、同時に鹿児島県大島郡喜界町においてはカンキツグリーニング病菌の根絶を目指し、植物防疫法に基づく緊急防除を開始した。

平成19年5月に、山形県の果樹園において洋なしの新梢が黒く枯れる症状の報告があったため、直ちに植物防疫所による立入調査を行うとともに、防

除・封じ込めのための対策と病原菌の分析が開始された。その後、当該園地での新たな発生、周辺園地での発生は確認されず、対策の成果が得られている。

奄美、沖縄、小笠原からのアリモドキゾウムシ等の寄主植物の移動取締を実施した。

#### オ 植物防疫所の運営

病害虫の国内への侵入・まん延を防止するため植物防疫所を全国に73箇所設置しており、輸出入時の検査、国内検査等を実施している。

平成19年度は、海空港の国際化の進展に対応した検査体制の整備のほか、輸入こん包材の検査体制の整備等を行った。

また、現在通関システムと連動した、電子申請システムを運用しているところであるが、さらなる利便性と業務の効率化を図るべく、平成17年度に策定した「動植物検査業務システムの最適化計画」に基づき、平成20年10月の稼働を目標に新システムの開発を行っている。

具体的には、専用端末に限定されないインターネット経由による接続や、輸出検査申請の電子化を可能とし、さらに、入港手続き、入管、検査、税関等の輸出入に係る各省電子システムとの連携の強化を図ることとしている。

このほか、輸入果樹苗木等の検査需要に対応するため、神戸植物防疫所伊川谷ほ場のガラス温室の整備等を行った。

### (3) その他

平成19年4月、国内検査・輸出検査の強化、日本産農産物の輸出検査協議の加速化等の課題に機能的に対応するため、生産安全専門官の増員、生産安全専門職の導入等、植物防疫課の組織が見直された。

植物検査の重要性について広く国民の理解を求めするため、平成20年2月、関西国際空港において検査現場の見学と意見交換会を含んだリスクコミュニケーションを開催した。

## 6 SPS 協定に関する国際会議への対応等

### (1) S P S 委員会

WTO 協定に含まれる協定（附属書）の1つである「衛生植物検査措置に関する協定（SPS 協定）」は、食品安全、動植物の健康に関する全ての措置（SPS 措置）を対象とし、これらの措置が科学的な根拠に沿ってとられること等を求めている。

SPS 委員会は、SPS 協定第12条に基づき、SPS 措置に関する各国の協議の場を提供し、協定の実施を確実にするために設置され、例年3回スイスの WTO 本部

で開催されている。平成19年度においては、平成19年6月、10月、平成20年3～4月に開催され、出席した。

### (2) 食品安全関係

コーデックス委員会（Codex）は、FAO 及び WHO の合同規格プログラムに基づき設置され、消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、コーデックス規格を策定している。

コーデックス規格は、WTO/SPS 協定において食品の安全に関する国際基準と位置づけられており、WTO 加盟国は科学的に正当な理由がある場合を除き、食品安全に関する措置を講ずる場合にはコーデックス規格を基礎とする義務を負っている。

#### ア 総会、部会等

コーデックス委員会における食品の安全に係る各種の基準作りに対しては、農林水産省としても政府代表団の一員として専門家を派遣する等、積極的に参画してきたところであり、平成19年度中は、第30回総会、第60回執行委員会のほか、11の一般問題部会、2の個別食品部会及び3の特別部会について対応した。

このうち、第30回総会（平成19年7月2日～7日、イタリア）では、政府が適用する食品安全に関するリスク分析の作業原則、缶詰食品及び缶飲料中のスズの最大基準値、魚類及び水産製品に関する取扱い規範（コーティングされた急速冷凍製品、塩蔵品、関連する定義）などが最終採択された。また、執行委員会メンバーとして選出される各地域代表について、我が国がアジア地域代表として選出された。

#### イ コーデックス連絡協議会

コーデックス委員会の活動及びコーデックス委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、コーデックス委員会における検討議題に関する意見を聴取するため、農林水産省は厚生労働省と協力して平成12年度に「コーデックス連絡協議会」を設置し、平成19年度は計6回（不定期）開催した。

### (3) 動物衛生関係

国際獣疫事務局（OIE）は、国際貿易上重要な意味を持つ家畜の伝染性疾病について、その防疫のために適当と認められる家畜衛生基準等を策定している。この他、世界各国における家畜の伝染性疾病の発生状況等の情報を収集・提供するとともに、家畜の伝染性疾病のサーベイランス及び防疫に関する研究の国際的調和を図っている。

OIE が定める基準等は、WTO/SPS 協定においては動物衛生及び人獣共通感染症に関する国際基準と位置

づけられており、WTO加盟国は科学的に正当な理由がある場合を除き、動物衛生及び人獣共通感染症に関する措置を講ずる場合にはOIEが定める基準等を基礎とする義務を負っている。

#### ア 国際獣疫事務局（OIE）総会

平成19年5月にフランスで開催された第75回国際獣疫事務局（OIE）総会に出席し、改正OIEコード等の採択を行った。

#### イ 鳥インフルエンザに関する会議

高病原性鳥インフルエンザがアジア各国をはじめ世界的な広がりを見せていることを踏まえ、防疫対策を検討するための各種会議が開催された。平成19年6月にイタリアで開催されたOIE、国連食糧農業機関（FAO）、国連世界保健機関（WHO）共催の鳥インフルエンザ及び人のH5N1感染に関する技術会合、同月タイで開催されたAPEC鳥インフルエンザに関するワークショップに出席するとともに、12月にインドで開催された鳥及び新型インフルエンザに関する閣僚会議に出席し我が国の取組について紹介を行った。

#### ウ その他会議

平成19年7月にタイで開催された第2回GF-TADs（越境性動物疾病の段階的防疫の世界的枠組み）に関する地域委員会に出席し、アジア・太平洋地域における口蹄疫、豚コレラ、牛疫等の越境性重要疾病に関する管理及び抑制のための域内支援ユニットに関連した情報収集、意見交換等を行った。

また、平成19年11月にニュージーランドで開催された第25回OIEアジア太平洋地域総会に出席し、我が国が拠出している日本特別信託基金の実施状況について聴取するとともに、HPAI防御の第一手段はあくまでスタンピングアウトであること、ワクチンを使用する場合には、最終的に出口政策が併せて決定されるべき等、我が国の意見を主張つつ、技術課題について積極的な議論を行った。

#### (4) 植物防疫関係

国際植物防疫条約（IPPC）とは、植物と植物製品の病害虫の侵入とまん延を防止し、防除のための措置を促進して有効な行動を確保することを目的とした多国間条約である。

IPPCが定める基準等は、WTO/SPS協定では植物の健康に関する国際基準と位置づけられており、WTO加盟国は科学的に正当な理由がある場合を除き、植物の健康に関する措置を講ずる場合にはIPPCが定める基準等を基礎とする義務を負っている。

#### ア 専門家会合

平成19年4月にイタリアで開催された第10回基準委員会及び11月に開催された第11回基準委員会、7月にロシアで開催された森林検疫に関するテクニカルパネル（TPFQ）、12月にタイで開催された検疫処理に関するテクニカルパネル（TPPT）及び、オーストリアで開催されたミバエに関するテクニカルパネル、平成20年2月に米国で開催されたISPM No.7及びNo.12の改正に関する専門家作業部会にそれぞれ専門家を派遣した。

#### イ その他会議

平成19年7月イタリアで開催された基準策定手続きに関する作業部会、9月にマレーシアで開催されたIPPC遵守メカニズムに関する作業部会及び、10月にイタリアで開催された戦略計画及び技術支援に関する作業部会に出席した。

平成19年7月に韓国で開催された国際基準案に係る地域作業部会に出席した。8月に中国で開催された第25回APPPC（アジア・太平洋植物防疫協定）にオブザーバーとして出席した。

## 7 危機管理体制の整備

### (1) 食品安全緊急時対応マニュアルの整備

「農林水産省食品安全緊急時対応基本指針」（平成16年2月公表）に基づき、農林水産省の職員が食品安全に係る緊急事態等に迅速かつ適切に対応できるよう、緊急時対応実施指針の整備を進め、危害要因ごとに具体的な対応策や連絡体制等を定めた緊急時対応マニュアルの作成及び見直しを行った。これらの緊急時対応マニュアルは、主に消費・安全局の職員が活用する内部マニュアルとして位置付けられるものである。

### (2) 緊急時対応訓練の実施

食品安全に係る緊急事態の発生を想定し、農林水産省の職員が緊急時対応マニュアルに沿って適切に事態に対処できるか検証を行った。平成19年度は、生鮮野菜による食中毒をテーマとした訓練を実施した。

また、効果的なプレスリリース作成等のための緊急時コミュニケーション訓練、流通食品への毒物混入事案をテーマとした地方農政局等関係機関との連携訓練を実施した。

### (3) 食品危害情報総括官制度の創設

中国産冷凍食品による薬物中毒事案の発生を踏まえ、「食品による薬物中毒事案の再発防止策について」（平成20年2月22日食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚による会合申合せ）に基づき、食品危害情報総括官制度が創設され、関係府省において食品危害に関する情報の共有等を図る体制が整備された。



これを受け、農林水産省においても、地方農政局等から食品危害に関する情報を集約する体制を強化した。

## 第2節 消費者の信頼の確保

### 1 食品等の表示・規格

#### (1) 食品表示の重要性

食品表示は、生産者と消費者を結ぶ接点であり、昭和45年の品質表示制度の創設以降、消費者が日々安心して食品を選択するための情報提供として、重要な役割を果たしてきた。

平成11年には、急速に商品の多様化が進んでいる状況を踏まえ、消費者への情報提供を強化する観点から、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）を改正し、それまで個別の食品毎に品質表示基準の対象としていたものを、全ての飲食料品を品質表示基準の対象として、原産地表示などを義務付けた。

平成14年には、食品の不正表示が多発したことを踏まえ、消費者への情報提供及び実効性確保の観点から、JAS法を改正して公表の迅速化と罰則の大幅な強化の措置を講じたところである。

また、平成17年には、①流通の方法についての基準を内容とするJAS規格の制定を可能とすること、②行政の裁量の余地がない形で国により登録された民間の第三者機関が認証を行う登録認定機関制度へ移行すること等を内容とするJAS法の改正を行った。（平成17年6月22日公布、平成18年3月1日施行）

#### (2) 監視体制の強化

消費者が食品を的確に選択するための十分な情報を得るためには、食品表示が適正に行われる必要がある。このため、不正表示を行った事業者に対しては、JAS法に基づき、立入検査、指示・公表を行うなど厳正な措置を講じるとともに、地方農政局及び地方農政事務所等に食品表示の監視を担当する職員（食品表示Gメン）を配置しているところである。

平成19年度においては、これら食品表示Gメンが3万8千店の小売店舗と5千の卸売業者等の事業者に対し、日常的な監視・指導を実施した。特に、牛肉やアサリをはじめとした消費者の関心の高い品目については、仕入伝票などにより表示の根拠を確認するとともに、必要に応じ納入業者へ遡及して調査を行うなど、徹底した監視・指導を行った。また、米穀については、DNA分析を活用した表示の真正性の確認を行った。

さらに、食品表示110番や食品表示ウォッチャー等の消費者等の協力を得た恒常的・日常的な監視を実施した。

また、食肉等の偽装表示事案の発覚を契機に同種事案が全国的に相次いで問題化し、食品の表示に対する国民の信頼が大きく損なわれていることを踏まえ、平成19年11月に、警察庁と農林水産省の間で、これらの問題に的確に対処し、相互の連携を強化するため、連携協定を締結し、①定期的な意見交換会の実施、②相互の連絡体制の強化、③地方における連携の強化を行うこととした。

さらに、生活安心プロジェクト「緊急に講ずる具体的な施策」（平成19年12月17日「生活安心プロジェクト」に関する関係閣僚会合了承）を受けて、平成20年2月15日に5省庁（内閣府、公正取引委員会、警察庁、厚生労働省、農林水産省）間で第1回食品表示連絡会議を開催し、食品表示の監視に関係する都道府県の機関と国の出先機関との間で食品表示監視協議会が平成20年度の早い時期に全ての都道府県において設置されるよう協力して取組を進めること、関係省庁の連携体制を強化することについて合意した。

#### (3) わかりやすい食品表示を実現するための取組

消費者の立場に立ったわかりやすい食品表示を実現する観点から、農林水産省と厚生労働省が連携し、JAS法に関する調査会と食品衛生法（昭和22年法律第233号）に関する審議会の共同開催である「食品の表示に関する共同会議」において食品の表示基準全般について以下のような調査審議を行った。

##### ア 加工食品の原料原産地表示

平成18年10月から、原料原産地表示の対象を生鮮食品に近い20食品群へ大幅に拡大した。さらに、平成18年4月にまとめられた「加工食品の原料原産地表示のさらなる推進について報告書」に基づき、「緑茶飲料」及び「あげ落花生」を追加することについて、平成19年3月に加工食品品質表示基準の改正案を審議し、その了承を経て、同年10月に加工食品品質表示基準を改正した（同年10月施行）。

##### イ 遺伝子組換えの表示

平成19年10月に遺伝子組換え食品の表示に関する基準を改正し、高リシンとうもろこしを表示義務対象品に追加した（同年10月施行）。

#### (4) その他の取組

このほか、以下のとおり食品の表示・規格制度の充実・強化を図った。

##### ア 加工食品における原材料の業者間取引の表示義務付け

業者間取引において牛ミンチ肉の原材料の偽装を

行い、食品表示に対する消費者の信頼が大きく揺らぐような事件が発生したため、消費・安全局長の私的検討会である「食品の業者間取引の表示のあり方検討会」での議論を踏まえ、加工食品の原材料の業者間取引についても品質表示基準の対象とすることとし、平成20年1月に関係する品質表示基準の改正・告示を行った（同年4月施行）。

#### イ 加工食品における原料原産地表示の推奨

加工食品の原料原産地に対する国民の関心が高いことを踏まえ、表示が義務付けられていない食品についても原料原産地表示を推奨するため、平成20年3月に、事業者が自主的に情報提供するにあたっての基本的な考え方や留意点に関する通知（総合食料局長、消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官）を食品事業者の関連団体等へ発出した。

#### ウ 有機 JAS 規格の格付方法に関する検討会の開催

有機 JAS 規格についての一般消費者の認知度は高まっているが、不適正な格付事例がみられること、制度発足以降7年が経ったことから、有機 JAS 規格の認定の仕組みについて全般的に検証を行い、必要な見直しを行うことを目的として、消費・安全局長の私的検討会である「有機 JAS 規格の格付方法に関する検討会」を平成20年2月に設置し、議論を開始した。

#### エ 生産情報公表 JAS 規格の制定

消費者の「食」に対する関心が高まっている中で、食品の生産履歴情報を、消費者に正確に伝えていることを第三者機関（登録認定機関）が認定する「生産情報公表 JAS 規格」を、牛肉（平成15年12月施行）、豚肉（平成16年7月施行）、農産物（平成17年7月施行）、加工食品（豆腐・こんにゃく、平成19年4月施行）に引き続き、養殖魚についても平成20年3月21日に制定した（同年4月施行）。

## 2 トレーサビリティーの普及

トレーサビリティーとは、生産から販売にわたって食品の移動の把握を可能とすることであり、食品に関する事故の発生時の迅速な原因究明や回収等が可能となる。

トレーサビリティーの普及に関する以下の取組を行った。

### (1) 国産牛肉

BSE のまん延防止措置の的確な実施や国産牛肉に対する信頼の確保を目的として、国内で飼養されているすべての牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費までの各段階において当該

個体識別番号を正確に表示・伝達するため、平成15年6月、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（平成15年法律第72号）（以下「法」という。）が公布された。

生産段階については、牛の管理者等に対して、個体識別番号を表示した耳標の装着及び出生・異動・死亡等の届出が義務付けられた。

流通段階については、食肉販売業者及び特定料理提供業者（焼き肉店・しゃぶしゃぶ店・すき焼き店・ステーキ店）に対して、個体識別番号の表示・伝達及び仕入れ・販売に係る帳簿の備付けが義務付けられた。

地方農政事務所では、生産段階における耳標の装着、届出の状況、流通段階における個体識別番号の表示・伝達、帳簿の備付け等について、巡回調査及び立入検査を実施した。また、流通段階における個体識別番号の適正な表示・伝達を確認するため、と畜場から照合用サンプルを採取・保管し、食肉販売業者等から採取した調査用サンプルとの間で、DNA 分析による牛肉の同一性鑑定を実施した。

虚偽の届出を行っていた1件の管理者に対して、法第5条に基づき農林水産大臣名による催告及び公表、個体識別番号の不適正な表示を行っていた9件の食肉販売業者等に対して、法第18条に基づき農林水産大臣名による催告及び公表を行った。

### (2) 国産牛肉以外の食品全般

国産牛肉以外の食品全般のトレーサビリティーについては、生産者、食品事業者の自主的な取組を基本としつつ、トレーサビリティーに対する生産者や食品事業者等の理解を深めるために、セミナーの開催等を通じ、トレーサビリティーの普及を促進した。

また、鶏肉及び豚肉について、トレーサビリティーに関する導入の手引の策定（ともに平成19年3月）等に対する支援を行うとともに、最先端のユビキタス・コンピューティング技術を活用して情報の記録等の自動化・簡素化を進め、食品の生産工程管理や消費者への情報提供への活用も可能なシステムの開発を行った。

## 3 リスクコミュニケーションの推進

### (1) リスクコミュニケーション

食品の安全の確保に関する施策に国民の意見を反映し、その決定までの過程の公平性および透明性を確保するため、以下のような取組を行った。

#### ア 意見交換会の開催

食品安全委員会事務局、厚生労働省と連携しながら、消費者、生産者、食品事業者等の関係者に正確でわかりやすい情報を積極的に提供し、関係者間で

意見交換を行うリスクコミュニケーションに取り組んだ。

表10 開催実績（7テーマ22回）

・米国産牛肉関係	2回
・BSE 国内対策	6回
・GAP（農業生産工程管理）	9回
・IPM（総合的病害虫・雑草管理）	2回
・植物検疫	1回
・OIE コード改正	1回
・食育	1回

#### イ 消費者など関係者との定期情報交換会

「消費者等との定期情報交換会」

消費者の視点に立った農林水産行政の展開のため、消費者団体との定期情報交換会を開催した。

#### ウ 地方農政局・農政事務所・沖縄総合事務局における取組

シンポジウムや意見交換会などを開催するとともに、パネリストや講師の派遣を行った。

##### (ア) シンポジウムや意見交換会などの開催

全国計 1,783回

##### (イ) パネリストや講師の派遣

全国計 3,392回

#### エ 日頃からの情報提供

日頃から食の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を提供するため、農林水産省ホームページ上の「消費・安全」を通じて、消費・安全局の取組に関する情報を随時掲載した。

また、農林水産省をはじめ食品安全委員会事務局、厚生労働省の食の安全と消費者の信頼の確保に関するプレスリリースを一覧にしたメールマガジン「食品安全エクスプレス」の配信（月曜から金曜まで毎日配信）を行った（平成20年3月末現在の配信数：15,049通）。

##### (2) 消費者相談等の対応体制の整備等

#### ア 消費者相談処理体制の整備

消費者相談の窓口として、本省、地方農政局、地方農政事務所、沖縄総合事務局及び(独)農林水産消費技術センター等の「消費者の部屋」等の充実を図るとともに、本省の「消費者の部屋」と地方農政局の「消費者の部屋」を結ぶ農林水産省相談受付情報ネットワークシステムの活用により効率的な相談対応（全国で35,358件）を行った。

また、全国の「消費者の部屋」等の相談を月別にとりまとめた「消費者の部屋通信」の発行を行った。

#### イ 子ども相談電話における対応等

子どもたちが食や農林水産業等について疑問に思

うことを気軽に相談できるよう、本省の「消費者の部屋」に設置されている子ども相談電話における対応（108件）を行うとともに、小・中・高校生の「消費者の部屋」への訪問（53校、753名）を積極的に受け入れた。

#### ウ 「消費者の部屋」特別展示

本省、地方農政局、地方農政事務所、沖縄総合事務局及び(独)農林水産消費技術センター等の「消費者の部屋」等において、各種資料の展示等やテーマを定めた「特別展示」により、食料消費、食生活等についての情報提供、消費者啓発を行った。

## 第3節 食育の推進

### 食育の推進

近年の国民の食生活をめぐっては、食を大切にする意識の希薄化、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、食の海外への依存等様々な問題が生じている。

こうした食生活をめぐる環境の変化や食の重要性等を踏まえて、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが喫緊の課題となっている。このため、平成17年6月には、健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的に、食育に関する施策を総合的、かつ計画的に推進するため、食育基本法が成立した。また、平成18年3月には、食育推進会議において、食育推進基本計画（以下「基本計画」と言う。）が作成され、食育の推進に関する施策についての基本的な方針や目標が示された。現在は、基本計画の下、国及び地方公共団体をはじめ、関係者が創意と工夫を凝らしつつ、食育を国民運動として展開している。農林水産省では、食料の生産から製造・加工、流通、消費といった食の一連の流れを担当している立場から、農林漁業者や食品関連事業者などの関係者と連携、協力して食育の取組を推進した。

#### (1) にっぽん食育推進事業

「食事バランスガイド」を活用した「日本型食生活」の実践及び、食や農への理解を促進するため、外食・小売業等におけるモデル的取組、民間における実践活動、ポスターやマスメディア等の多様な媒体による普及、食育月間（6月）を中心にしたイベント等の開催への支援等を行った。

#### (2) 地域における食育の推進（食の安全・安心確保交付金）



食育推進リーダーによる「食事バランスガイド」等に係る講習会の開催等「食事バランスガイド」の普及・活用の取組を支援するとともに、地域の教育ファーム推進計画策定にむけた取組等「教育ファーム」の取組をひき続き支援した。

## 第4節 生物多様性を確保するための遺伝子組換え農作物等の使用等の規制

### 遺伝子組換え農作物等の適切な管理

平成15年6月に公布され、平成16年2月19日に施行された「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づき、遺伝子組換え農作物等の規制措置を講じた。

#### (1) 第一種使用等

遺伝子組換え農作物のは場での栽培等、「環境中への拡散を防止しないで行う使用等（第一種使用等）」をしようとする者は、事前に使用規程を定め、かつ、その使用等による生物多様性影響（野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがある影響等）を評価した生物多様性影響評価書等を添付して主務大臣（農林水産分野は農林水産大臣及び環境大臣）に提出し、承認を受けることが義務付けられている。

平成19年度においては、遺伝子組換え農作物28件、遺伝子組換え微生物1件について承認を行った。

#### (2) 第二種使用等

施設内における遺伝子組換え実験小動物の繁殖等、「遺伝子組換え生物等の環境中への拡散を防止しつつ行う使用等（第二種使用等）」をする者は、その拡散防止措置（設備の要件等、環境中に遺伝子組換え生物等が拡散することを防止するための措置）について、「主務省令で定められている場合は当該措置をとること」及び「主務省令で定められていない場合は事前に主務大臣（農林水産分野は農林水産大臣）の確認を受けること」が義務付けられている。

平成19年度においては、遺伝子組換え動物4件、遺伝子組換え微生物2件について確認を行った。